

佐賀県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月十二日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第六号

佐賀県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

佐賀県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年佐賀県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年六月三十日」を「平成二十七年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、平成二十七年六月三十日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、平成二十四年六月三十日限り、その効力を失う。</p>